令和６年度 埼玉県男女共同参画推進センター

女性団体活動拠点提供事業　募集要項

　埼玉県男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）内の事務室の一部を女性団体の活動拠点（事務所）として提供することに関し、次のとおり利用団体を募集します。

１　事業の目的

　　センター内の事務室の一部を女性団体の活動拠点として提供することにより、その活動を支援し、これからの県の男女共同参画推進の中核的役割を担う女性団体を育成することを目的とします。

２　所在地

　　〒330-0081

さいたま市中央区新都心２－２（ホテルブリランテ武蔵野3階）

３　利用用途

　　女性団体が活動の拠点（事務所）として利用するものとします。

４　募集団体数

　　１団体

５　利用期間

　　令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間

　 ただし､令和8年3月31日までの1年間更新ができる。

６　利用時間及び休館日

　（１）利用時間

・月曜日～土曜日　9時から20時まで

　　　・日曜日・祝日　　9時から17時まで

　（２）休館日

　　　・毎月第3木曜日

　　　・12月29日～1月3日

　　　・その他、所長が必要と認める日

７　利用スペース

　　当センター3階女性団体活動拠点室(面積約33㎡)のうち、1団体あたりその2分の1の面積に当たる専用部分及び共用部分を利用することとします。

（１）利用団体の専用事務スペース（2か所）

（２）共有打合せスペース（1か所）

８　貸与物品

（１）事務用デスク及び椅子（団体ごとに各3席）

（２）書類用ロッカー、書棚

（３）打合せ用机（1か所）及び椅子（6席）

９　費用

（１）行政財産使用料

　　　　月額24,055円（令和6年度予定）

　※　令和7年度以降は、変更する場合がある。

　　　また、支払いは2か月ごとの前納とする。

（２）その他

　　　利用団体の直接契約によるインターネット回線及び電話の設置は可能です。

10　利用団体の資格

　　この募集要項で対象となる女性団体とは、次の要件をいずれも満たすものとします。

（１）埼玉県内を活動の拠点（事務所）としていること。

（２）広く男女共同参画推進に寄与する活動を行っていること。

（３）代表が女性で、かつ構成員の少なくとも半数程度が女性であること。

（４）法人格を有している団体であること。

（５）センターが実施する事業に協力する意思があり、事業に関し組織的に対応できる体制を有すること。

（６）他の利用団体と協調して本スペースの使用ができること。

（７）埼玉県個人情報保護条例に基づき個人情報を適切に取り扱うことができること。

（８）次のいずれにも該当しないこと。

ア　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者

イ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者

ウ　申請日前２年間において振り出した小切手又は手形が不渡りとなり、銀行取引を停止されている者

エ　ＮＰＯ法人においては、過去に所轄庁から「改善措置」を求められたことがある者

オ　一般社団法人、一般財団法人等においては、過去に行政庁から「勧告」「命令」を受けたことがある者

カ　課税対象の団体にあっては、都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していない者

（９）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

（10）宗教活動、政治活動を行っていないこと。

（11）青少年の健全育成に反する事業（例：アダルトサイトの運営や同サイトとのリンク等）や悪質商法を疑われる事業を行っていないこと。

（12）その他法律、条例等に違反する行為を行っていないこと。

　　※　なお、応募時点において特定非営利活動法人の設立認証申請書が受理されている団体（以下「受理団体」という。）は、応募資格を認めることとします。

11　利用申請書等の提出

（１）提出方法

　　　電子メール、持参又は郵送（書留）

（２）提出先

　　　埼玉県男女共同参画推進センター　管理担当

　　　　住所：〒330-0081さいたま市中央区新都心2-2　ホテルブリランテ武蔵野3階

　　　　電話：048-601-3111

（３）提出書類

ア　女性団体活動拠点提供事業に係る利用申請書（様式1）

イ　団体の概要（様式2）

ウ　募集要項の「10　利用団体の資格」に掲げる要件のいずれも満たしている旨の誓約書（様式3）

エ　埼玉県内で活動していることが確認できる書類

　　（ア）登記事項証明書（提出日前3か月以内に取得したもの）

　　（イ）定款又は寄付行為、規約その他これらに類するもの

オ　直近の決算書（貸借対照表、収支計算書、財産目録）（1期分）。

　　受理団体にあっては、申請時に提出した事業計画書及び活動予算書の写し。

カ　課税対象の団体にあっては、都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書

キ　その他必要に応じて、独自に作成した提案書（A4版5ページ以内　様式自由）

（４）提出部数

　　正本1部、副本3部を提出してください。ただし、上記のエ（ア）とカは正本のみに添付することとします。

（５）提出期限

令和6年2月22日（木）午後4時必着

　　　　※　持参の場合は、土日祝日を除く午前9時30分から午後4時まで。

（６）その他

　　ア　申請書類の提出は、1団体につき1件に限ります。

　　イ　申請書類の提出後は、その内容を変更できません。また、提出された申請書類は返却いたしません。

　　ウ　提出された書類は、応募団体に無断で他の目的で使用しません。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りではありません。

　　エ　申請書類の作成に係る経費は、応募団体の負担となります。

12　質問事項の受付

　　申請書類作成に関する質疑については、以下の手順により受け付けます。

（１）受付期限

　　　令和6年2月16日（金）午後４時まで

（２）質問様式

様式４に記載し、持参、郵送、ＦＡＸ又は電子メールのいずれかの方法により提出してください。なお、利用申請書の評価に係る質問には回答できません。

　　　ＦＡＸの送信先：048-600-3802

　　　電子メールの送信先：m013111@pref.saitama.lg.jp

（３）回答方法

質問した団体名を伏せた上で、ホームページに掲載します。

　　　回答期日：令和6年2月19日（月）

13　利用団体の選定

　　利用団体の選定に当たっては、埼玉県男女共同参画推進センター女性団体活動拠点提供事業に係る審査会（以下「審査会」という。）において、応募団体からの申請書類を総合的に審査し、所定の手続きを経て選定します。

　　ただし、選定後、「10　利用団体の資格」に適さなくなった時及び当該団体又はその構成員が著しく社会的信用を損なう等により、センター内で事業を実施するにふさわしくないと認められたときは、選定を取り消す場合があります。利用開始後に不適切な行為があった場合も同様とします。